

事業系ごみの出し方

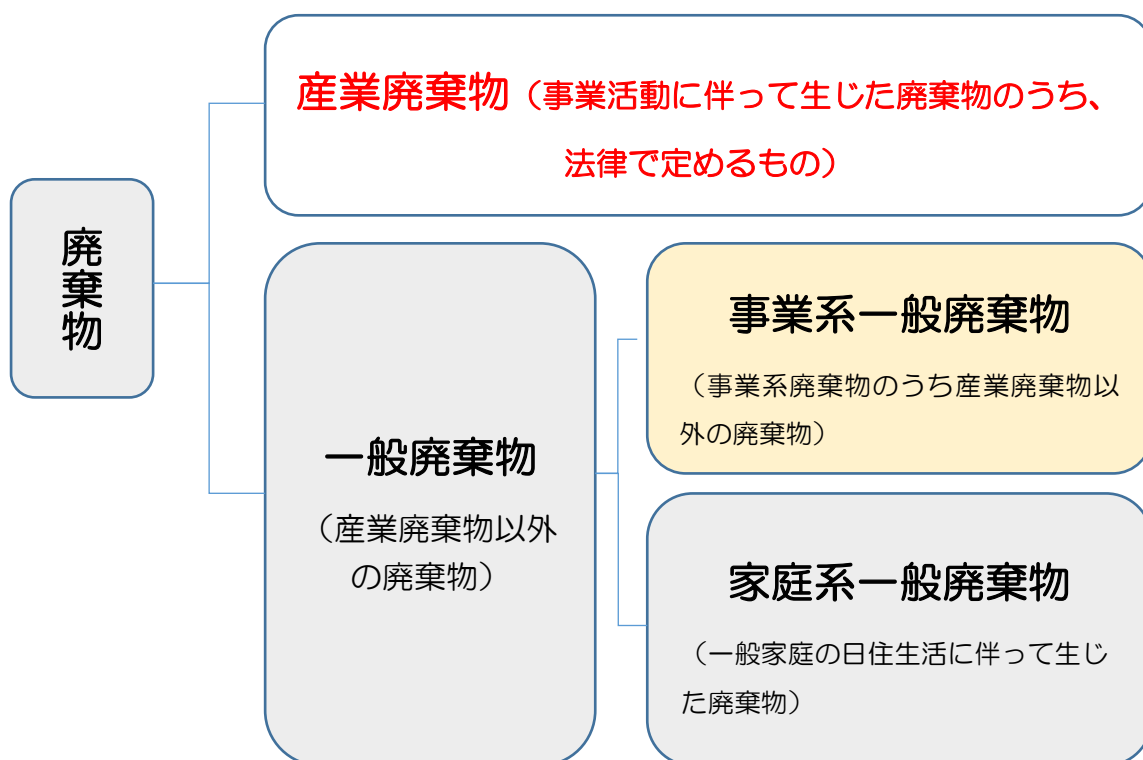


鳥栖市役所環境対策課



事業系ごみとは

営利・非営利の目的を問わず、事業所、作業所、店舗、商店（個人を含む）など事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）といいます。事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、そのうちの産業廃棄物以外のごみを事業系一般廃棄物としています。



産業廃棄物は市では収集・処理しません
(産業廃棄物収集運搬の許可業者に収集を依頼して、適正に処理してください)



事業系一般廃棄物は市では収集しません
(一般廃棄物収集運搬の許可業者に収集を依頼してください)
※排出量が少量であるなど、条件を満たせば収集する場合がありますので市にお尋ねください。



事業系ごみの処理責任

ごみの排出事業者は、事業活動に伴って生じたごみについて、量の大小を問わず自らの責任において処理すること（自己処理）が法律及び条例で義務付けられています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）〔抜粋〕

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例〔抜粋〕

第4条 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法で適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。



自己処理とは、排出事業者が自ら廃棄物の処理を適正に行うことをいい、自ら処理できない場合に委託して処理することも含みます。また、ごみの不法投棄や野外焼却は法令で禁止されています。



事業系一般廃棄物の出し方

事業系一般廃棄物の出し方は次の方法があります。



鳥栖市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する

○必ず鳥栖市の許可業者であることを確認し、契約の際は許可証の写しを添付させるようにしてください。

○きちんと分別し、再資源化できるものはできる限りリサイクルしましょう

○透明のビニール袋に入れて出してください。

※一般廃棄物収集運搬許可業者に関する問い合わせは・・・

市ホームページ <http://www.city.tosu.lg.jp/5217.htm>

鳥栖市役所市民環境部環境対策課（0942-85-3561）



ごみ処理施設に直接持ち込む

○持ち込む場所

(1) 鳥栖・三養基西部環境施設組合 リサイクルプラザ(0942-94-9313)

持ち込めるもの 紙・布類、草、落ち葉などの可燃ごみ

※生ごみは搬入できません。 ※産業廃棄物は搬入できません。

(2) (有)執行チップ工業(0942-83-4750)

木くず、草 ※資源化しています。

(3) (株)篠原建設(0942-83-3723)

木くず、草 ※資源化しています。

(4) (有)鳥栖環境開発総合センター(0942-83-4069)

生ごみ(必ず分別してください) ※資源化しています。

※料金がかかりますので、事前に各社にお問い合わせください。



ごみ集積所に出す(条件を満たす場合に限る)

○1回の排出量が10kg未満であること

○地元の同意があること

※事業所が出すための集積所の新設はしません。既存のごみ集積所が近くにあり、ごみ集積所を管理する地元の同意がある場合は、鳥栖市指定ごみ袋に入れて出すことができます。



産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずるごみのうち、法律で定めるものです。

次の 20 種類が規定されています。産業廃棄物の収集運搬許可業者に処理を依頼してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻 ・汚泥 ・廃油 ・廃酸 ・廃アルカリ ・廃プラスチック類 ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ・鋳さい ・がれき類 ・ばいじん
<ul style="list-style-type: none"> ・紙くず※ ・木くず※ ・繊維くず※ ・動植物性残さ※ ・動物系固形不要物※ ・動物のふん尿※ ・動物の死体※
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

(※)は業種指定があります。その他の廃棄物は業種指定がありません。業種指定がないものはすべて産業廃棄物です。

※排出元等が限定される産業廃棄物

廃棄物の種類	排出元等
紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもののみ） ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業 ・新聞業（新聞巻取紙使用して印刷を行うもののみ） ・出版業（印刷出版を行うもののみ） ・製本業 ・印刷物加工業
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもののみ） ・木材、木製品製造業（家具製造業含む） ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業 ・貨物の流通のために使用したパレット
繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもののみ） ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）
動植物性残さ	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業 ・医薬品製造業 ・香料製造業 <p style="margin-left: 150px;">原料として使用した固形状のもののみ</p>
動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場でとさつ・解体の獣畜、食鳥処理中の食鳥処理のもの
動物のふん尿	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農業
動物の死体	



Q&A（一般廃棄物 or 産業廃棄物？）



食品製造業です。工場から生ごみがたくさん出ます。

- 食料品製造業で原料として使用された動植物性残さ（生ごみ）は産業廃棄物です。また、出荷された製品で、不良品で工場に返品されたものも産業廃棄物です。
産業廃棄物の許可業者に依頼して適正に処理しましょう。
- 食品工場の従事者のための食堂から出る生ごみは一般廃棄物です。
一般廃棄物の許可業者に依頼して適正に処理しましょう。
- 廃棄物処理業者は県又は市の許可が必要です。許可を持った業者と契約してください。無許可の業者に処理を依頼すると法令違反となりますので注意してください。



飲食店です。生ごみや使用済みてんぷら油などが出ます。

- 飲食店から出る動植物性残さ（生ごみ）は指定された業種ではないので一般廃棄物です。一般廃棄物の許可業者に依頼して処理しましょう。
- 廃てんぷら油は「廃油」に該当するので産業廃棄物です。
産業廃棄物の許可業者に依頼して適正に処理しましょう。
- グリストラップにたまった油のかす（汚泥）は産業廃棄物、グリストラップの手前のくす受けにたまった野菜くすなどは一般廃棄物です。それぞれの許可を持った業者に処理を依頼してください。
- 一升瓶、ビール瓶などの酒ビン、ジュースのビン、食器などは「ガラスくす及び陶磁器くす」に分類され、産業廃棄物です。量の多い少ないにかかわらず産業廃棄物として処理してください。



Q&A（一般廃棄物 or 産業廃棄物？）



衣料品販売店です。紙やビニールなどが多く出ます。

- 商品が梱包されていた段ボールや、包装紙などは一般廃棄物ですが資源物としてリサイクルできます。ごみとして処分する前に古紙収集業者に引き渡してリサイクルに努めましょう。
- 商品が梱包されていたビニール袋、プラスチック製のハンガーは「廃プラスチック類」に分類され、産業廃棄物です。産業廃棄物の許可業者に依頼して適正に処理しましょう。



事務所を改装して不用品がたくさん出ました。

- 書類やパンフレット、カタログ、段ボールなどの紙類は資源物としてリサイクルできます。ごみとして処分する前に古紙回収業者に引き渡してリサイクルに努めましょう。
- 事務机や椅子などで金属製のものは「金属くず」に分類され、産業廃棄物です。
- 蛍光灯や電灯は「ガラスくず」、笠の部分は金属であれば「金属くず」、プラスチックであれば「廃プラスチック類」に分類され、いずれも産業廃棄物です。産業廃棄物の許可業者に依頼して適正に処理しましょう。

ごみに関する問い合わせ先

一般廃棄物については・・・

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118
鳥栖市役所 環境対策課
電話 0942-85-3561

産業廃棄物については・・・

〒840-8570 佐賀市城内1丁目 1-59
佐賀県 循環型社会推進課
電話 0952-25-7078



鳥栖市役所 市民環境部 環境対策課
電話 0942-85-3561